

16.日本型直接支払

令和9年度予算概算要求額 事項要求（前年度－）

<対策のポイント>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づき、日本型直接支払を実施しています。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動による農業の多面的機能の維持・発揮及び農業生産活動における環境負荷の低減

<事業の内容>

<令和9年度の見直しの内容>

多面的機能支払

事項要求（前年度 50,048百万円）

【資源向上支払】

- 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援

活動内容 に着目



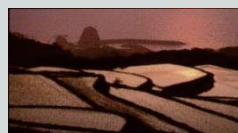
水路の泥上げ

中山間地域等直接支払

事項要求（前年度 28,460百万円）

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

対象地域 に着目



中山間地域

新たな環境直接支払

事項要求（前年度－）

- 有機農業等の環境負荷低減型農法への転換・拡大の取組を支援

取組内容 に着目



有機農業

活動組織の支援の充実

- 外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進
- 地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

対象農用地の拡大

- 傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の対象農地へ位置付け

地方負担の軽減

- 現行の地方財政措置に加え、更なる地方の負担軽減策としてどのような対応ができるか検討

対象者の拡大

- みどり認定農業者を対象（個人・団体いずれの申請も可）

導入リスクにも対応した支援

- ① 有機農業への転換、② 環境価値を創出する取組、③ 土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援
- 同一圃場での同一取組への支援は5年間で区切りとし、新たな圃場への取組拡大等を促進

共通

プッシュ型による取組強化

- 国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化

返還免除規定の徹底

- 高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、遡及返還が不要であることを徹底

一体的実施の推進

- 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 （03-6744-2081）